

郡山市国土強靱化地域計画推進本部設置要綱

平成30年8月1日制定

令和5年11月1日一部改正

〔総務部防災危機管理課〕

(設置)

第1条 国土強靱化基本法第13条に基づく郡山市国土強靱化地域画（以下「計画」という。）を庁内横断的に検討し策定するとともに、当該計画を庁内で連携して総合的に推進するため、郡山市国土強靱化地域計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、郡山市副市長の事務分担に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第5条に規定する第2位順位の副市長を持って充てる。

4 本部員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長には総務部次長を、副幹事長には防災危機管理課長をもって充てる。

4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の経過及び結果について本部長に報告しなければならない。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 幹事会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画原案の作成に関すること。
- (2) その他計画原案の作成に関し必要な事項に関すること。

(作業部会)

第7条 推進本部に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には防災危機管理課長を、副部会長には防災危機管理課長補佐をもって充てる。
- 4 部会員には、別表第3に掲げる所属の職員をもって充てる。
- 5 作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の進捗状況及び結果について幹事長に報告しなければならない。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 作業部会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 計画原案の作成に係る調査検討に関すること。
 - (2) その他、計画原案の調査検討に関し、必要な事項に関すること。(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表第1（第3条第4項関係）

副市長、教育長、上下水道事業管理者、総務部長（総務部に危機管理対策担当理事を置く場合には、当該理事を含める。）、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、環境部長、保健福祉部長、保健所長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設部長、都市構想部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、上下水道局長

別表第2（第6条第4項関係）

総務部総務法務課長、政策開発部政策開発課長、財務部財政課長、税務部市民税課長、市民部市民・NPO活動推進課長、文化スポーツ部文化振興課長、環境部環境政策課長、保健福祉部保健福祉総務課長、保健福祉部保健所総務課長、こども部こども政策課長、農林部農業政策課長、産業観光部産業雇用政策課長、建設部道路建設課長、都市構想部都市政策課長、会計課長、議会事務局総務議事課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、上下水道局総務課長
--

別表第3（第7条第4項関係）

総務部総務法務課、総務部防災危機管理課、政策開発部政策開発課、政策開発部DX戦略課、市民部市民・NPO活動推進課、市民部セーフコミュニティ課、環境部環境政策課、環境部3R推進課、環境部環境保全センター、保健福祉部保健福祉総務課、保健福祉部生活支援課、保健福祉部障がい福祉課、保健福祉部健康長寿課、保健福祉部地域包括ケア推進課、保健福祉部介護保険課、保健福祉部保健所総務課、保健福祉部保健所健康政策課、保健福祉部保健所保健・感染症課、こども部こども政策課、こども部家庭未来課、こども部保育課、農林部農業政策課、農林部園芸畜産振興課、農林部農地課、農林部林業振興課、農林部総合地方卸売市場、産業観光部産業雇用政策課、産業観光部観光課、産業観光部産業創出課、建設部道路建設課、建設部道路維持課、建設部河川課、建設部建築課、建設部住宅政策課、都市構想整備部都市政策課、都市構想部

総合交通政策課、都市構想部区画整理課、都市構想整備部公園緑地課、都市構想整備部開発建築指導課、教育委員会事務局教育総務部総務課、教育委員会事務局学校教育部学校管理課、教育委員会事務局学校教育部総合教育支援センター、上下水道局総務課、上下水道局経営管理課、上下水道局お客様サービス課、上下水道局浄水課、上下水道局水道施設課、上下水道局下水道整備課、上下水道局下水道保全課